

三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部 第3回本庁対策本部員会議事項書

日時：令和8年1月14日（水）13時30分から

場所：プレゼンテーションルーム

1 発生農場における防疫措置の進捗状況について

【資料1】

2 移動制限区域内における発生状況確認検査等について

【資料2】

3 経営相談窓口等における対応状況について

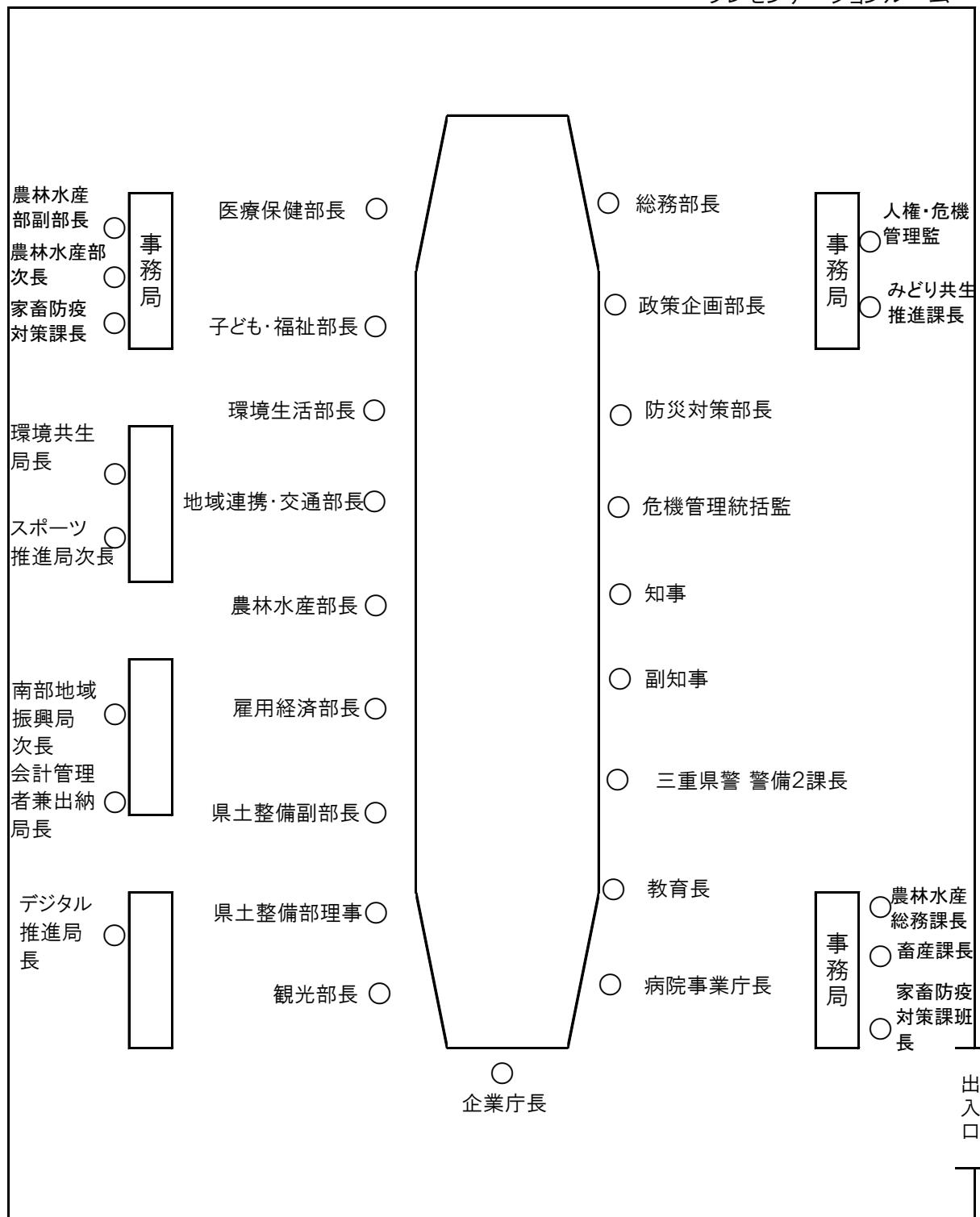
【資料3】

4 本部長指示事項

【資料4】

三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部本部員会議 座席表

プレゼンテーションルーム



令和 8 年 1 月 14 日
農林水産部

発生農場における防疫措置の進捗状況について

1 発生農場の防疫措置

同居家きんの殺処分、汚染物品の焼却及び農場の消毒等

2 防疫措置状況

1月 14 日（水）12 時時点の防疫措置状況は、以下のとおりです。

今後も、適切に防疫措置を実施していきます。

作業内容	対応状況	備考
農場内での防疫作業		
・殺処分実施	23,481 羽（完了）【速報値】	1月 13 日 9 時 00 分 開始 1月 13 日 21 時 01 分 完了
・掘削作業実施	1月 13 日 18 時 39 分完了	1月 13 日 10 時 20 分 開始
・埋却実施	殺処分鶏 23,481 羽の埋却は終了 現在は汚染物の埋却作業中	1月 13 日 18 時 10 分 開始
・汚染物処理	1月 13 日 21 時 55 分搬出開始	
・農場消毒実施	未着手	汚染物処理終了後
農場周辺の作業		
・消毒ポイント設置	1月 13 日 7 時から 4 か所で稼働開始	
・交通規制実施	規制箇所なし	
防疫作業等人員の動員状況		
・動員人数	累計 236 名【速報値】	

令和8年1月14日
農林水産部

移動制限区域内における発生状況確認検査等について

1 発生状況確認検査

1月13日（火）に津市内農場における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確定がされたことに伴い、家畜伝染病予防法第3条の規定に基づき、移動制限区域（3km圏内の区域）を設定するとともに、移動制限区域内の3農場に対して、発生状況確認検査（※）を実施しました。

※ 特定家畜伝染病防疫指針に基づき、疑似患畜と判定された後、原則、24時間以内に移動制限区域で家きんを100羽以上飼養している農場に対して、臨床検査等を行うものです。

2 発生状況確認検査の結果

1月13日（火）9時に、移動制限区域内の3農場に家畜防疫員が立ち入り、発生状況確認検査を実施したところ、同日12時に3農場すべてで異常がないことを確認しました。昨日の確認検査後も、当該3農場に対して発生状況を確認しており、現在まで異常は見られていません。

3 県内養鶏農場の状況

県内養鶏農場については、飼養衛生管理基準の遵守とともに、飼養している家きんにおける異常発生時の早期通報を徹底しており、現時点での発生が疑われる事例は確認されていません。

なお、県の緊急消毒命令に基づき、各農場において消石灰を用いた消毒を強化しています。

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの影響により、業況が悪化した農業者・中小企業者等向けの経営相談窓口及び県民向け相談窓口を設置(14日12時現在)

【設置日:令和8年1月13日(火)】

対象	相談件数	主な相談内容	担当課
農業者 農業制度資金の案内等	0件	—	・農林水産部担い手支援課 経営体支援班 ・農林水産部畜産課 畜産振興班
中小企業者 三重県中小企業融資制度の案内 等	0件	—	・雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 金融支援班
県民 高病原性鳥インフルエンザ、鶏卵・鶏肉の安全性に関する相談 等	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・発生農場付近に住んでいるが健康に問題はないか ⇒特に影響はない ・発生農場と思われる場所の付近を自家用車で走行してもよいか ⇒今回の防疫措置では特に制限はない 	・農林水産部 農産物安全・流通課 食の安全・安心班

本部長指示事項

○高病原性鳥インフルエンザの発生農場における防疫措置の終了及び、感染拡大の防止に向けて、以下の 5 点について指示する。

1 防疫措置について

発生農場における埋却作業や消毒の実施など、残された防疫措置について、引き続き、万全の体制を構築し迅速かつ的確に取り組むこと。

2 感染拡大の防止について

(1) 感染拡大の防止と新たな発生に備えて、周辺の養鶏農家における高病原性鳥インフルエンザの発生動向の確認を徹底すること。

(2) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防とまん延の防止に向けて、引き続き、県内全ての養鶏農家に対し、緊急消毒の実施や飼養衛生管理基準の遵守徹底、防疫対策の再点検・強化及び、異常発見時の早期通報を徹底すること。

3 相談窓口において、農業者や県民に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

4 県民や養鶏農家の不安を払拭するため、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。

5 感染拡大の防止や農業者の支援に向け、国との緊密な連携を行い対応にあたること。